

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・長崎県知事管理漁獲可能量の変更

所管課（室）名
漁業振興課

告 示

長崎県告示第481号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和5年長崎県告示第753号）の一部を次のとおり変更し、令和6年9月6日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年9月6日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まあじ】 28,100トン 【まいわし対馬暖流系群】 37,000トン 【さんま】 現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 77,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 44,000トンの内数	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まあじ】 28,100トン 【まいわし対馬暖流系群】 32,000トン 【さんま】 現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 77,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 44,000トンの内数
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業 24,000トン 長崎県まあじその他漁業 現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし中型まき網漁業 35,330トン 長崎県まいわしその他漁業 現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業 現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 長崎県かたくちいわし漁業 77,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 長崎県うるめいわし漁業 44,000トンの内数	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業 24,000トン 長崎県まあじその他漁業 現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし中型まき網漁業 30,340トン 長崎県まいわしその他漁業 現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業 現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 長崎県かたくちいわし漁業 77,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 長崎県うるめいわし漁業 44,000トンの内数

令和6年9月6日 金曜日

長崎県公報

号外

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
クリント